

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

15 October 2020

本アラートに関する お問い合わせ先(五十音順)



阿江 順也 パートナー 03 6271 9491 iunya.ae@bakermckenzie.com



井上 朗 パートナー 03 6271 9463 akira.inoue@bakermckenzie.com



鈴木 道夫 シニア・アソシエイト 03 6271 9699 michio.suzuki@baker.mckenzie.com



山口 涼 シニア・アソシエイト 03 6271 9499 ryo.yamaguchi@bakerrmckenzie.com

独占禁止法改正法の施行に伴う規則・ガイドライン 等公表 (調査協力減算制度、判別手続)

はじめに

2019 年 6 月 19 日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を 改正する法律」(以下「改正法」)が成立し、同月 26 日に公布された。

改正法では、課徴金減免制度(リニエンシー制度)に、減免申請を行った事業者による公正取引委員会(以下「公取委」)の調査への協力が事件の真相解明に資する程度に応じた課徴金の減算率の適用を可能とする調査協力減算制度が導入された。また、日本版弁護士・依頼者間秘匿特権ともいえる判別手続が合わせて導入される。

公取委は、2020年4月、調査協力減算制度及び判別手続に係る規則案、運用方針案・取扱指針案等を公表し、パブリックコメントを募集していた。今般、パブリックコメントの結果を踏まえて一部変更等が加えられた最終版が公表された。

なお、改正法は、既に施行された一部の規定を除き、2020年12月25日に施行される。

4月に公表された新しい課徴金減免制度に係る規則案(以下「新課徴金減免制度規則案」)及び調査協力減算制度の運用方針案(以下「調査協力ガイドライン案」)、並びに事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針案(以下「判別手続ガイドライン案」)については、2020年4月15日付のクライアントアラートを参照されたい。

調査協力減算制度

新課徴金減免制度規則案及び調査協力ガイドライン案については、パブリックコメントを踏まえて若干の修正が加えられているが、実質的な内容の変更はなく、 最終版とされている。

課徴金減免申請時に詳細な報告・資料を提出した場合には、調査協力減算制度における報告等が少なくなってしまい、調査協力の程度が低く評価されてしまうのではないか、という懸念に対しては、公取委は、パブリックコメントに対する考え方として、「課徴金減免制度における報告等も含めた」事業者が行った報告等の内容が調査協力減算制度の考慮要素を満たすか否かを判断するということを明示している。したがって、事業者としては、課徴金減免申請時に認識している事実及び入手している証拠を課徴金減免申請において報告・提出することになると考えられる。

判別手続(日本版弁護士・依頼者間秘匿特権)

判別手続ガイドライン案については、パブリックコメントを踏まえて主に以下の 点につき修正がなされたうえで、最終版とされている。

a) 対象文書·対象外文書

対象外文書の一つである「事実調査資料」に関し、弁護士が役員・従業員等に対して行ったヒアリングにおいて当該役員・従業員等が発言したことをそのまま記録した文書は対象外となるが、弁護士がヒアリングにより把握した事実を記載するとともに、それを評価した法的意見を記載しているなど、「全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」についての弁護士・依頼者間の相談文書・回答文書にあたる場合には対象となることを明確にするための修正が加えられている。

b) 通信の内容の外国弁護士との共有

判別手続の対象となりうる事業者と弁護士との間の通信の内容が外国 弁護士と共有されていたとしても、「新たな課徴金減免制度をより機 能させることに資する観点からその共有の必要性が認められ、特定通 信の内容の秘密を保持するための措置が講じられていると認められる ときは」外国弁護士と共有されていることをもって本取扱いの対象外 となるものではないことが明記された。

国際カルテルに関しては、判別手続の対象となりうる通信を外国弁護士と共有する場面が生じると想定されるところ、上記 b) が判別手続ガイドラインに追記されたことは、事業者にとっては有益なことと考えられる。

実際に公取委の調査対象となったときに判別手続の適用を求めるためには、「適切な保管の要件」への対応等の事前準備が必要となる。弊事務所では、具体的にどのような対応が必要となるか等の判別手続に係る留意点をまとめたガイドラインを作成し、各種相談に対応している。当該ガイドラインの交付や相談をご希望の場合は、本件の相談窓口(メールアドレス: jacp@bakermckenzie.com)にご連絡いただきたい。